



# 三重県公報

令和3年7月27日 (火)

第 229 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
490	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
491	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
492	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	2
493	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	2
494	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	( 同 )	3
495	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	( 同 )	3
496	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
497	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	3
498	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	4
499	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	( 同 )	4
500	令和3年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	( 市 町 行 財 政 課 )	4
501	三重県資源管理方針の変更	( 水 産 資 源 管 理 課 )	5
502	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	( 同 )	9
503	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	( 同 )	9
504	同件	( 同 )	10
505	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	10
506	同件	( 同 )	12
507	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 同 )	13
508	同件	( 同 )	16
509	同件	( 同 )	17
<b>公 告</b>			
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	18
<b>お 知 ら せ</b>			
	一般競争入札を取り止めた旨	( 教 育 委 員 会 )	18

告 示
-----

### 三重県告示第 490 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かわごえこどもクリニック	三重郡川越町北福崎 70 番地	令和 3 年 7 月 1 日
谷奥医院	志摩市阿児町甲賀 2390-1	令和 3 年 6 月 9 日
紀伊長島クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 200-21	令和 3 年 7 月 1 日
スギ薬局采女店	四日市市采女町 1869-1	令和 3 年 7 月 1 日
ウエルシア薬局鈴鹿下箕田店	鈴鹿市下箕田四丁目 23 番 22 号	令和 3 年 7 月 1 日
そわか薬局	三重郡川越町北福崎 65-6	令和 3 年 7 月 1 日
善快堂薬局	津市西丸之内 10-1	令和 3 年 4 月 1 日
訪問看護リハビリステーション さんふらわあず	多気郡明和町大字明星字大塚 591-2	令和 3 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションロッコ（ROCCO）	四日市市桜町 2609 番地	令和 3 年 7 月 1 日

### 三重県告示第 491 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
すずかこころのクリニック 萩原内科	鈴鹿市神戸 1-11-2	名称：萩原内科胃腸科	令和 2 年 11 月 1 日
訪問看護ステーション アンビス四日市	四日市市赤堀南町 2-25	名称：医心館 訪問看護ステーション 四日市	令和 3 年 6 月 7 日
訪問看護ステーション アンビス	名張市東町 1901-1	名称：医心館 訪問看護ステーション 名張	令和 3 年 6 月 7 日

### 三重県告示第 492 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
谷奥医院	志摩市阿児町甲賀 2390	令和 3 年 6 月 8 日
岸井歯科医院	名張市桔梗が丘 5 番地 4 街区 24-4	令和 3 年 5 月 31 日
相愛歯科クリニック	多気郡多気町朝柄 2990-3	令和 3 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションみえ	亀山市アイリス町 14-7	令和 3 年 4 月 30 日

### 三重県告示第 493 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
生桑いとう歯科医院	四日市市生桑町字高田 651-2	令和3年2月27日

**三重県告示第 494 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
さいとうホームケアクリニック	伊勢市小俣町相合 398 番地	令和3年6月19日

**三重県告示第 495 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かわごえこどもクリニック	三重郡川越町北福崎 70 番地	令和3年7月1日
谷奥医院	志摩市阿児町甲賀 2390-1	令和3年6月9日
紀伊長島クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 200-21	令和3年7月1日
スギ薬局采女店	四日市市采女町 1869-1	令和3年7月1日
ウエルシア薬局鈴鹿下箕田店	鈴鹿市下箕田四丁目 23 番 22 号	令和3年7月1日
そわか薬局	三重郡川越町北福崎 65-6	令和3年7月1日
善快堂薬局	津市西丸之内 10-1	令和3年4月1日
訪問看護リハビリステーション さんふらわあず	多気郡明和町大字明星字大塚 591-2	令和3年4月1日
訪問看護ステーションロッコ（ROCCO）	四日市市桜町 2609 番地	令和3年7月1日

**三重県告示第 496 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
すずかこころのクリニック 萩原内科	鈴鹿市神戸 1-11-2	名称：萩原内科胃腸科	令和2年11月1日
訪問看護ステーション アンビス四日市	四日市市赤堀南町 2-25	名称：医心館 訪問看護ステーション 四日市	令和3年6月7日
訪問看護ステーション アンビス	名張市東町 1901-1	名称：医心館 訪問看護ステーション 名張	令和3年6月7日

**三重県告示第 497 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の

2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
谷奥医院	志摩市阿児町甲賀 2390	令和3年6月8日
岸井歯科医院	名張市桔梗が丘5番地4街区24-4	令和3年5月31日
相愛歯科クリニック	多気郡多気町朝柄 2990-3	令和3年6月1日
訪問看護ステーションみえ	亀山市アイリス町 14-7	令和3年4月30日

**三重県告示第 498 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
生桑いとう歯科医院	四日市市生桑町字高田 651-2	令和3年2月27日

**三重県告示第 499 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
さいとうホームケアクリニック	伊勢市小俣町相合 398 番地	令和3年6月19日

**三重県告示第 500 号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定（同令第118条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女 令和3年8月2日（月）まで	令和3年8月8日（日）	令和4年3月下旬から同年4月上旬まで *上記の他に設定する場合があります。

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の男女（32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又

はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 501 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示第 836 号）を変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
第 1～第 7 （略）	第 1～第 7 （略）
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 <u>まさば及びごまさば太平洋系群</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ・ (別紙 1-2) (略) (別紙 1-3)	第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-6 <u>くろまぐろ(大型魚)</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ・ (別紙 1-2) (略) (別紙 1-3)
第 1 特定水産資源 まいわし太平洋系群	第 1 特定水産資源 まいわし太平洋系群
第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 三重県まいわし中型まき網漁業 (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① (略) ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理</u>	第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 三重県まいわし中型まき網漁業 (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① (略) ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内

<p><u>漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。)</u> 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 三重県まいわし機船船びき網漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで<u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。)</u> 陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 (略)</p> <p>第3・第4 (略) (別紙1-4) (略) (別紙1-5)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)(資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-1の第1で定義するくろまぐろ(小型魚)をいう。以下同じ。)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県くろまぐろ(小型魚)定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで<u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。)</u> 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 三重県くろまぐろ(小型魚)中型まき網漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで<u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。)</u> 陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 三重県くろまぐろ(小型魚)養殖用種苗採捕漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の</p>	<p>2 三重県まいわし機船船びき網漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 (略)</p> <p>第3・第4 (略) (別紙1-4) (略) (別紙1-5)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)(資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-1の第1で定義するくろまぐろ(小型魚)をいう。以下同じ。)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県くろまぐろ(小型魚)定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 三重県くろまぐろ(小型魚)中型まき網漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 三重県くろまぐろ(小型魚)養殖用種苗採捕漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の</p>
--	---

<p>報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</u> 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>4 三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象とする漁業 三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (1、2 及び 3 に規定する漁業並びに大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)</u> 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>第 3・第 4 (略) (別紙 1-6)</p> <p>第 1 特定水産資源 くろまぐろ (大型魚) (資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) 別紙 2-2 の第 1 で定義するくろまぐろ (大型魚) をいう。以下同じ。)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)</u> 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2 三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象とする漁業 三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ</p>	<p>報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>4 三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象とする漁業 三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (1、2 及び 3 に規定する漁業並びに三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>第 3・第 4 (略) (別紙 1-6)</p> <p>第 1 特定水産資源 くろまぐろ (大型魚) (資源管理基本方針 (令和年農林水産省告示第 1982 号) 別紙 2-2 の第 1 で定義するくろまぐろ (大型魚) をいう。以下同じ。)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2 三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象とする漁業 三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ</p>
---	---

(大型魚)を採捕する漁業(1に規定する漁業及び大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等  
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3・第 4 (略)  
 (別紙 1-7)

第 1 特定水産資源  
 まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域  
 ②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業  
 中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間  
 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等  
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 三重県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域  
 ②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業  
 三重県に住所又は主たる事務所その他の

(大型魚)を採捕する漁業(1に規定する漁業及び三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等  
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から 3 日以内

第 3・第 4 (略)

<p><u>事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（1 に規定する漁業並びに三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）</u></p> <p>③ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u></p> <p>(2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。</u></p> <p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近3カ年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理期間の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加で配分された数量を按分することとする。このとき、三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業区分への按分のうち100未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>第4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>三重県まさば及びごまさばその他漁業区分においては、法第60条第3項に規定する定置漁業の免許の件数に上限（34件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。</u></p>	
--	--

**三重県告示第502号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表します。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間）におけるまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第1 まさば及びごまさば太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。）  
44,300トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業	42,500トン
三重県まさば及びごまさばその他漁業	現行水準

**三重県告示第503号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量(令和2年三重県告示第881号)を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定によ

り公表します。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
第1	さんま (略)	第1	さんま (略)
第2	まあじ (略)	第2	まあじ (略)
第3	まいわし太平洋系群	第3	まいわし太平洋系群
1	都道府県別漁獲可能量 <u>55,000 トン</u>	1	都道府県別漁獲可能量 <u>60,000 トン</u>
2	三重県の知事管理漁獲可能量 (略)	2	三重県の知事管理漁獲可能量 (略)

三重県告示第 504 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 3 年三重県告示第 247 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前																					
第1	するめいか (略)	第1	するめいか (略)																				
第2	くろまぐろ (小型魚)	第2	くろまぐろ (小型魚)																				
1	都道府県別漁獲可能量 <u>37.3 トン</u>	1	都道府県別漁獲可能量 <u>27.4 トン</u>																				
2	三重県の知事管理漁獲可能量	2	三重県の知事管理漁獲可能量																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業</td> <td>10.2 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業</td> <td>8.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業</td> <td><u>4.5 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業</td> <td>6.6 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	10.2 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	8.5 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	<u>4.5 トン</u>	三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	6.6 トン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業</td> <td>10.2 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業</td> <td>8.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業</td> <td><u>2.0 トン</u></td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業</td> <td>6.6 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	10.2 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	8.5 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	<u>2.0 トン</u>	三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	6.6 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	10.2 トン																						
三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	8.5 トン																						
三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	<u>4.5 トン</u>																						
三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	6.6 トン																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	10.2 トン																						
三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	8.5 トン																						
三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	<u>2.0 トン</u>																						
三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	6.6 トン																						
第3	くろまぐろ (大型魚)	第3	くろまぐろ (大型魚)																				
1	都道府県別漁獲可能量 <u>37.8 トン</u>	1	都道府県別漁獲可能量 <u>26.1 トン</u>																				
2	三重県の知事管理漁獲可能量 (略)	2	三重県の知事管理漁獲可能量 (略)																				

三重県告示第 505 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) コメリパワー名張店  
 名張市蔵持町里 3340 番ほか 34 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和 4 年 3 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 9,472 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	265 台	縦覧による
合 計	265 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	10 台	縦覧による
合 計	10 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	120 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	120 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	43.2 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	43.2 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯

荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで
--------	-------------------

- 7 届出の日  
令和 3 年 6 月 30 日
- 8 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 7 月 27 日から同年 11 月 29 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 506 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ度会店  
度会郡度会町大野木 1871 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 4 年 3 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,349 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	51 台	縦覧による
合 計	51 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	39 台	縦覧による
合 計	39 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	48 m <sup>2</sup>	縦覧による

合計	48 m <sup>2</sup>
----	-------------------

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設	7.2 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	7.2 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	縦覧による
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和3年7月1日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年7月27日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシパーク

桑名市大字大仲新田字屋敷355番地2ほか256筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町1301	植杉 好英
	株式会社カインズ	埼玉県本庄市東富田88-2	土屋 裕雅

変更後	スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町1301	田中 勇
	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	高家 正行

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町 1301	植杉 好英
	株式会社カインズ	埼玉県本庄市東富田 88-2	土屋 裕雅
	株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王二丁目 2 番 2 号	田中 公雄
	株式会社トーシン	名古屋市中区栄三丁目 4 番 21 号 T S 栄ビル	石田 信文
変更後	スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町 1301	田中 勇
	株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
	株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王二丁目 2 番 2 号	田中 公雄
	株式会社トーシンホールディングス	名古屋市中区栄三丁目 4 番 21 号 T S 栄ビル	石田 信文
	株式会社イエローハット	東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビルディング	堀江 康生
	株式会社もち吉	福岡県直方市下境 2400 番地	森田 長吉

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

【変更前】

店舗面積の合計
23,563 m <sup>2</sup>

【変更後】

店舗面積の合計
24,020 m <sup>2</sup>

(4) 駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

駐車場	収容台数	位置
駐車場	1,222台	縦覧による

【変更後】

駐車場	収容台数	位置
駐車場	1,090台	縦覧による

(5) 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

駐輪場の種類	収容台数	位置
駐輪場1	40台	縦覧による
駐輪場2	110台	縦覧による
駐輪場3	40台	縦覧による
合計	190台	—

【変更後】

駐輪場の種類	収容台数	位置
駐輪場1	40台	縦覧による
駐輪場2	110台	縦覧による
駐輪場3	40台	縦覧による
合計	190台	—

(6) 荷捌き施設の位置及び面積

【変更前】

荷捌き施設	面積	位置
荷捌き施設1	425.6m <sup>2</sup>	縦覧による

荷捌き施設2	153.6㎡	縦覧による
荷捌き施設3	25.5㎡	縦覧による
合計	604.7㎡	—

【変更後】

荷捌き施設	面積	位置
荷捌き施設1	425.6㎡	縦覧による
荷捌き施設2	153.6㎡	縦覧による
荷捌き施設3	25.5㎡	縦覧による
荷捌き施設4	70.0㎡	縦覧による
合計	674.7㎡	—

(7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

廃棄物等の保管施設	容量	位置
廃棄物等の保管施設1	59.1㎡	縦覧による
廃棄物等の保管施設2	76.8㎡	縦覧による
廃棄物等の保管施設3	20.6㎡	縦覧による
合計	156.5㎡	—

【変更後】

廃棄物等の保管施設	容量	位置
廃棄物等の保管施設1	59.1㎡	縦覧による
廃棄物等の保管施設2	76.8㎡	縦覧による
廃棄物等の保管施設3	20.6㎡	縦覧による
廃棄物等の保管施設4	7.5㎡	縦覧による
合計	164.0㎡	—

(8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業名	開店時刻	閉店時刻	備考
スーパーサンシ株式会社	午前8時	午後10時	
株式会社カインズ			
株式会社タナカふとんサービス	午前9時	午後8時(年間100日間は午後9時)	
株式会社トーシン	午前10時	午後7時	

【変更後】

小売業名	開店時刻	閉店時刻	備考
スーパーサンシ株式会社	午前8時	午後10時	
株式会社カインズ	午前6時30分	午後10時	
株式会社タナカふとんサービス	午前9時	午後8時(年間100日間は午後9時)	
株式会社トーシンホールディングス	午前10時	午後7時	
株式会社イエローハット	午前10時	午後7時30分	
株式会社もち吉	午前10時	午後6時30分	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

駐車可能時間帯	位置
午前7時30分～午後10時30分	縦覧による

【変更後】

駐車可能時間帯	位置
午前6時～午後10時30分	縦覧による

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和3年7月6日

- (2) それ以外の項目

令和4年3月6日

4 変更理由

来店客及びテナントのニーズの変化に対応するため。

5 届出の日

令和3年7月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年7月27日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 508 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ北勢店

いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか 5 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	白石 正

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳井 隆博

3 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成29年6月29日

大規模小売店舗を設置する者の名称

令和3年4月1日

4 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更があったため。

5 届出の日

令和3年7月7日

- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和3年7月27日から同年11月29日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第509号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ笹川店  
四日市市室山町字八反田 560
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	150 m <sup>2</sup>	縦覧による

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	150 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	100 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	100 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	350 m <sup>2</sup>	—

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時～午後10時

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前6時～午後10時
荷さばき施設 2	午前6時～午前9時
荷さばき施設 3	午前6時～午前8時

- 3 変更年月日

令和4年3月2日

- 4 変更理由

周辺環境に配慮して生活環境に近い荷さばき施設に集中搬入させることなく、分散搬入を行うため。

- 5 届出の日  
令和3年7月1日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和3年7月27日から同年11月29日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 7月13日	いなべ市員弁町松之木字五軒屋715-1ほか1筆	いなべ市員弁町松之木705-2 伊藤浩司

## お 知 ら せ

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により令和3年7月6日付け三重県公報第223号に登載しました、三重県立水産高等学校レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの整備に係る一般競争入札については、仕様書を変更する必要が生じたので、令和3年7月16日に入札を取り止めました。

令和3年7月27日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---